

論説

台湾における触法精神障害者に対する対応策と 関連する法改正の近時の動向

洪 士 軒

1. はじめに
2. 台湾における監護処分の現状と問題点
3. 刑法，保安処分執行法及び刑事訴訟法の改正
4. 国民裁判官制度の影響
5. おわりに

1. はじめに

台湾では、刑事司法における触法精神障害者に対する主な対応策は、刑法上の保安処分（「監護処分」という）であり、触法精神障害者の人権を保障しつつ、社会の安全も保持することを制度の目的とし、監護処分を社会安全制度の一環として機能させている。

しかし、現実では監護処分は、処分終了又は退院後、処分を受けた者が再び触法行為又は自傷他害のおそれのある行為を続ける例が少なくないため、制度の実効性が疑問視されている。

また、近年、台湾では精神障害者による重大事件が続発し、これが社会に大きな影響を与えたことをきっかけとして、触法精神障害者に対する対応策

を検討しなければならないという要請が非常に強くなった。保安処分執行法（保安処分の執行について規定する法律），刑事訴訟法の修正にとどまらず，刑法における監護処分の要件，責任無能力者を罰しないという規定の撤廃まで議論されている。

そのような状況で，近年台湾では触法精神障害者に対する法制度に関して，いくつかの大きな法改正が議論されている。本稿では，台湾における触法精神障害者への対応に関する制度の現状を述べ，問題点を指摘したうえで，近年の改正動向を紹介する。

本稿の構成は以下の通りである。まず，刑事法の性質を有する，刑法における保安処分（監護処分）の全体像（現行条文の内容，施行状況と問題点）を簡潔に整理する。次に，整理した資料を基に，触法精神障害者における制度上の改正動向（2021年3月5日に国会提出された刑法，刑事訴訟法，保安処分執行法改正案）を概観する。最後に，2023年1月1日に施行予定の「国民裁判官法」における触法精神障害者に関連する問題点を指摘する。

2. 台湾における監護処分の現状と問題点

1. 監護処分の条文と現状

台湾現行刑法¹における監護処分（Custody and Protection）とは，刑法第19条第1項及び第2項における責任無能力者²又は限定責任能力³と第20条における瘡唾のため，不処罰又は刑を減輕する者に科する保安処分である。その内容は次のように定められる。

87条（監護処分）「第19条第1項により罰しない者は，情状により，再犯又は公共の安全を害するおそれがある場合，相当な場所に入所させ，監護を行う（第1項）。第19条第2項及び第20条が原因で，その者の情状により，再犯又は公共の安全を害するおそれがある場合，刑を執行又は免除した後，相当な場所に入所させ，監護を行う。ただし，必要があると判断さ

れる場合は、刑の執行前に行なうことができる（第2項）。前2項の期間は5年以下とする。ただし、執行中に執行の必要性がなくなつたと認められる場合には、裁判所が処分の執行を免除することができる（第3項）。」

本条文は、1935年に台湾新刑法典が全文改正されてから、新たに出来上がったものであり、2005年にドイツ刑法第63条を参考して一度改正がなされ、2006年7月1日の施行後、2021年現在に至る。

監護処分の内容、方法、期間について、監護の内容には、保護・監督のみならず、精神障害者の治療とその者による社会への危害の予防措置も含まれることに注意しなければならない」とされているところから、触法精神障害者の利益（保護、治療等）を確保しつつ、社会の安全確保も本制度の目的に含まれている⁴。この点から、監護処分は触法精神障害者の利益と社会安全確保とのバランスを取らなければならないと読み取れる。しかし、司法実務では、監護処分による触法精神障害者の人身自由への制約に着目し、触法精神障害者への監護処分は不利益な処分に属するものであると判断される傾向がある⁵。

台湾司法院（最高司法機関）の統計データからみると、2010年から2019年まで、監護処分に付した第一審（地方裁判所）の判決のうち、各年度の監護処分が宣告された被告人の数は、150人前後である。その中で監護処分の対象者は、重い触法行為（殺人、放火、強盗など）を行った者の数（合わせて年30~40件）は、相対的に軽い触法行為（窃盗、傷害など）を行った者の数（合わせて年40~60件）より少ないということである。

表 2010－2019 年台湾地方裁判所刑事第一審案件の審判結果―罪名別（監護処分）

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
被告人総数	198,159	194,986	187,100	186,845	201,070	201,101	202,554	212,176	209,441	203,005
合計	97	108	123	132	153	153	175	156	146	162
刑法	95	105	119	126	147	147	167	147	138	153
公務妨害	4	5	3	1	9	3	8	7	5	2
秩序妨害	—	—	—	—	1	1	2	—	—	—
誣告	—	—	—	2	3	1	1	—	5	1
公共危険	10	14	11	16	20	18	21	16	20	22
放火	(9)	(2)	(10)	(14)	(18)	(14)	(15)	(12)	(15)	(16)
失火	(1)	—	(1)	—	—	(1)	—	—	—	—
気体漏洩	—	—	—	—	(1)	—	(1)	(1)	—	—
交通関連	—	(2)	—	(2)	(1)	(3)	(5)	(3)	(5)	(5)
通貨偽造	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
印章・文書偽造の罪	—	2	—	1	1	1	1	—	1	4
性犯罪	8	8	11	5	6	5	6	5	9	9
風俗を害する罪	—	—	1	—	—	—	—	2	2	1
殺人	17	18	21	25	24	18	18	25	16	17
既遂	(7)	(3)	(11)	(14)	(12)	(7)	(3)	(6)	(5)	(4)
未遂	(10)	(15)	(10)	(11)	(12)	(11)	(15)	(19)	(11)	(13)
傷害	7	9	7	14	15	16	17	15	14	25
自由を害する罪	1	4	5	4	6	6	10	5	4	7
名誉を害する罪	—	—	2	4	—	1	—	—	2	—
窃盗	37	31	42	44	46	61	68	46	52	50
強盗	8	6	4	3	3	5	5	8	1	5
搶奪	1	6	6	1	8	4	3	4	1	2
詐欺	—	—	1	3	2	1	4	8	3	5
恐喝	2	2	3	1	2	2	3	1	—	2
毀損	—	—	2	2	—	4	—	4	3	1
特別刑法	2	3	4	6	6	6	8	9	8	9
覚せい剤使用等	—	—	—	—	1	—	1	1	1	1
覚せい剤販売等	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銃刀法	—	—	1	1	1	—	—	—	—	2
その他	1	3	3	5	4	6	7	8	7	6

※台湾司法統計年報により筆者作成

監護処分の対象者が抱える精神疾患の種類については、正式な統計データはないが、裁判所の判決からみると、統合失調症によって責任能力が明らかに減少していたことが認定され、監護処分に付す例⁶が多数である。

監護処分の執行場所は、刑法第 87 条第 1 項には「相当な場所」としか述べていないが、保安処分の執行方法等の手続規定である保安処分執行法の第 2 条第 1 項、第 2 項、第 46 条によると、監護処分を執行する場所は、法務部又は法務部の委託を受けた地方行政最高機関に設置された精神科病院、総合病院、慈善団体及び近親者又はその他の相当な場所⁷でなければならないとされている。

監護処分の内容は、保安処分執行法第 47 条によると、触法精神障害者の保護・監督のほか、その者に対する治療も重視しなければならないとされている。実際に行われている治療の内容は、精神薬物治療と心理治療、社会及び環境治療、行為治療、作業療法、教育治療、禁戒治療の 7 種に分けられている⁸。

監護処分に必要な費用について、「精神障害又はその他の精神欠陥により監護処分を受けた者の執行に関する検察機関の注意事項」（以下、「注意事項」という）第 5 条によると、全民健康保険法又は精神衛生法第 34 条による金額のほか、検察機関が予算を提出し、法務部がこれを統合し、予算を計画する。また、監護処分を受ける者は全民健康保険法第 10 条 1 項 4 号の第 4 類の被保険者に属し、同法第 15 条 1 項 3 号、第 27 条 1 項 4 号によると、法務部が監護処分を受ける者のために、保険の事項（加入、退出など）を行わなければならない、費用も中央矯正機関で支払わなければならない、とされている⁹。

保安処分の執行については、観念上は相対的不定期処分的一种であるため、治療の必要がない場合は、人権保障の要請から、処分の免除ができるのに対し、治療の必要があると認められる場合は、裁判所が処分を延長することも可能である。その裁判所の決定に対し、一定の期間内に抗告を提起することができ、抗告裁判所の決定に対し、再抗告を提起することもできる（保安処分執行法第 28 条）。

その他の人権保障の措置として、保安処分執行法第 3 条、第 48 条は、「法

務部は少なくとも年に一度、人員を派遣し、保安処分の執行場所を視察しなければならない。また、各高等検察庁に権限を与え、随時、人員を派遣し、視察することができる（第1項）。検察官は保安処分の執行に対し、随時、視察しなければならない、改善すべきところが発見された場合、改善の助言を与え、又は法務部に申し出ることができる（第2項）、「検察官は、監護処分を受けた者に対して、監護処分の執行中は、少なくとも毎月、視察しなければならない、記録をとらなければならない」と定めている。

実務上、各地の地方検察署の執行検察官が毎月委託先である医療機関を視察するときには、医療機関における司法業務に関わる医師が同行することとなっている¹⁰。注意事項第11条では、検察機関は、監護処分を受けた者が診察を受けた日から、受託した医療機関への通達をもって監護処分を受けた者の治療状況を2ヶ月ごとに尋ねなければならないと定められている。

2. 監護処分の問題点

現行の監護処分は、以下四つの問題点が指摘されている。

一つ目は、監護処分の期間が弾力的でない点である。現行法のもとでは、最長5年となる監護処分を下された後、その期間が満了してしまえば、自己コントロール能力がなく依然として継続的に治療を受ける必要があり、危険性があると認定された者であっても、継続的かつ有効な援助を提供することは出来なくなってしまう。

二つ目は、監護処分の内容と方法が弾力的でない点である。法律上、監護処分の執行は「相当な場所」においてのみされているが、実務上、監護処分の執行は精神科のある病院で行うことが要求される。病院における執行も、個々の事案に応じた異なった処遇が行われるのではなく、入院治療を主たるものとしている。入院治療に至らないと判断された者に対しては、監護処分の「比例原則」に反するおそれがある。

三つ目は、監護処分を受けた者が監護処分終了後に継続的かつ有効な援助を受けられる法規制と体制が存在しない点である。監護処分の執行に関連する規定が2008年から修正されておらず、その内容の一部は時代に合わず、妥当なものとはいえない状態である。例えば、監護処分終了後に地域精神医

療へ処遇先の転換を図ろうとする法律も、その受け皿となる体制もこれまで存在していなかったのである。上述のように、監護処分が執行できる場所は精神科病院に限定されたため、各地の検察署は契約できる病院を探さなければならず、契約後、両者がどのように連携していくのかも重要である。これは検察官の所轄官庁である法務部（日本の法務省に相当）と病院の所轄官庁である衛生福利部（日本の厚生労働省に相当）の課題の一つである。当然ながら、そうした継続的ケアを提供するための体制もない。それゆえ、その者への継続的支援は難しく、病状の再発及びこれに伴う再犯の可能性も無視できない状況である。

四つ目は、捜査中又は審判中において、被告人が監護処分の要件を満たしたとしても、即時に治療を受けさせる法体制がない。上述のように、監護処分は判決確定して初めて執行することができる。そのため、捜査中又は審判中において、被告人に刑法第 19 条の原因があり、公共安全を害するおそれがあり、緊急かつ必要である場合は、新たな手続又はシステムを設ける必要があると思われる。

以上の問題を解決するためには、現行の監護処分を維持すべきかどうか、維持するとすればどのように改正すべきかが問題となってくる。具体的な制度設計にも立ち入って検討しなければならないという理由から、今回の法改正のポイントになった。

監護処分にかかる触法精神障害者に対する法制度はどのように改正すべきかを述べる前に、以下では、改正の背景と経緯を整理する。

3. 刑法、保安処分執行法及び刑事訴訟法の改正

1. 改正の背景・経緯

近年、台湾では精神障害者による重大事件が続発し、これが社会に大きな影響を与えた結果、世間では保安的要請を強めようとする声が高まりつつある¹¹。こうした状況を踏まえて、台湾総統府は 2016 年から「司法改革国会会議」¹²を開き、保安処分を司法改革の一環として取り上げるに至った。2017

年5月11日には、司法改革国会会議第5組第2回追加会議にて、触法精神障害者への保安処分を含め、保安処分制度全般を検討すべきであるという結論に至った¹³。

また、重大事件が相次いで発生したことに鑑み、台湾政府は2018年2月に社会のセーフティ・ネットの強化計画¹⁴を公表した。計画では、精神障害者に対し、国は現在提供している人的・物的資源を強化し、サービスを整合的なものとし、ハイリスクな家族に焦点を当てて支援を提供するという内容になっている。しかし、刑事法領域である監護処分は、この計画に含まれていないため、触法精神障害者に対する処遇策が人的・物的資源とサービスの整合性のない状態に置かれたままになる。

このように現在の台湾社会では、監護処分の在り方が問われていることから、上記のように監護処分の問題点とその内容に関して具体的に検討することが強く求められている。具体的な検討内容は以下の通りである。

まず、刑法第19条に該当する者に対する監護処分は同法第87条により最長5年の監護処分を受けさせることができる。しかし、台湾の法務部は、適用上の弾力性のなさや、その者が再犯又は社会安全を害するおそれがある場合であっても監護処分に付すことができず、社会安全の確保が困難であることに鑑みて、スイス刑法第59条、ドイツ刑法第67条のe、オーストリア刑法第25条を参考に、刑法第87条、第98条の改正草案を提出した。

次に、監護処分の執行面に関して、①処分を受けている者の状況に応じた処遇を行うため、検察官がその者に対し最も相応しい執行の方法を選択し、必要な場合には執行方法を変更できること、②監護処分の執行期間中において、処分を受けている者の人権を保護するため、検察官が定期的に執行の必要性を評価すること、③執行完了後もその他機関との連携により、その者を適当な機関に委託できるように、保安処分執行法の改正草案が立法院(国会)に提出された。

更に、現行法においては、監護処分の執行は判決確定後であるため、捜査段階又は審判段階では社会の安全を確保できず、触法精神障害者に対しても早急に治療を受けさせることもできない。これに鑑み、捜査段階又は審判段階でも監護処分執行の必要性が生じてきた。

しかし、台湾には、日本のような「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）」が存在しない。そのため、刑事訴訟手続において、被告人の訴訟権の保障と社会安全の要請から、特に捜査と審判手続中監護処分の宣告が可能となることと、現行刑法と保安処分執行法の法制との隙間のないコネクションの要求を勘案して、司法院は2020年12月28日に第188回の司法院院会において、刑事訴訟法第10章勾留に続けて、第10の1章「緊急監護」を新設する改正草案を通過させた。その後、議論を経て、追加意見が加えられ、2021年3月4日第3741回の行政院院会において決議され、立法院（国会）に提出された。その内容は、捜査中又は審判中の犯罪嫌疑が重大である被告人が精神の障害を有し、かつ危険性・緊迫性のある場合、緊急監護制度による適当な措置を行うことが可能になる。これによって、触法精神障害者に対し、勾留以外に、緊急監護を行い、その者を一層保護できることが期待されている。

2. 刑法・刑事訴訟法改正草案の要点（2021年3月4日現在）と私見

（1）草案の内容（要点及び全文は添付資料を参照）

前述のように執行方法と期間の柔軟性と、監護処分を受けた者の人権保障の強化を反映させるため、以下のような刑法における監護処分の改正草案が提出された¹⁵（下線は追加・改正部分）。

第87条（監護処分）「第19条第1項により罰しない者は、情状により、再犯又は公共の安全を害するおそれがある場合、相当な場所に入所させ、又は適当な方法で監護を行う（第1項）。第19条第2項及び第20条が原因で、その者の情状により、再犯又は公共の安全を害するおそれがある場合、刑を執行又は免除した後、相当な場所に入所させ、又は適当な方法で監護を行う。ただし、必要があると判断される場合は、刑の執行前に行なうことができる（第2項）。前第2項の期間は5年以下とし、期間満了前に、検察官は延長の必要がある場合、裁判所への申立てによりこれを延長することができる、毎回の延長は3年を上限とする。ただし、執行中に執行の必要性がなくなったと認められる場合には、裁判所が処分の執行を免除することができる（第3項）。前項の執行又は延長期間内において、毎年継続して執行する必

要性に関して、評価を行わなければならない。監護処分の執行が 10 年に達する場合、9 月毎に継続して執行する必要性を評価しなければならない（第 4 項）。」

第 98 条（保安処分の執行）「第 86 条第 2 項，第 87 条第 2 項，第 3 項の規定により保安処分を宣告した場合又は先に刑を執行する場合，もしくは刑の執行完了又は赦免後に執行の必要性のないと認められた場合，裁判所は，処分の執行を免除することができる。先に保安処分を執行する場合，処分執行完了又は一部執行し免除した後，刑の執行の必要がないと認められた場合，裁判所は，刑の全部又は一部の執行を免除することができる。」

また，刑事訴訟法の改正・条文の新設が多いため，先に要点を以下のように整理しておく（改正草案の全文は添付資料を参照）。

- ① 緊急監護の手續・システムの確立：捜査中又は判決前に犯罪の嫌疑が重大で，刑法第 19 条の原因があり，公共を害するおそれがあり，緊急かつ必要である場合，新たな手續・システムが適用される（同法第 121 条の 1 第 1 項）。
- ② 緊急監護の決定は直ちに執行可能：裁判所が緊急監護の決定を下し，必要と認められた場合，その者を直ちに検察官に送り，執行する。また，判決確定前に，必要と認められた場合，緊急監護を執行することもできる（同法第 121 条の 2 第 4 項，第 301 条の 1）。
- ③ 緊急監護制度の発動・期間：捜査中又は審理中（判決前）に検察官の申立て又は裁判官の職権により，1 年以下の緊急監護を裁判所は下すことができる。緊急監護を延長することはできるが，一度につき 6 ヶ月を超えてはならず，累計 5 年を超えてはならない（同法第 121 条の 1 第 1 項，第 3 項）。
- ④ 緊急監護の申立と救済手續：検察官が緊急監護又はその延長を申立てるとき，書面をもって理由を明記したうえ，緊急監護延長の申立ては遅くとも期間満了 5 日前にこれを行わなければならない。緊急監護に不服の場合，抗告することができる。（同法第 121 条の 1 第 4 項，第 5 項）。

- ⑤ 被告人の権利保護：捜査中の緊急監護審査手続は強制弁護の保障があり、裁判官が前条第 1 項又は第 3 項の尋問を行うとき、検察官がその場で意見陳述をすることができる。検察官が緊急監護又はその延長を申立てるとき、その場で、申立ての理由と必要な証拠の提出、被告人と弁護人への告知、訴訟記録に記載する必要がある（同法第 121 条の 1 第 2 項及び第 121 条の 2 第 1 項から第 3 項まで）。
- ⑥ 緊急監護の取消：緊急監護の原因又は必要性が消滅又は存在しない場合、緊急監護の決定を取り消さなければならない。緊急監護の取消の判断を行うにあたり、検察官、被告人、弁護人等の意見陳述と聴取、捜査中検察官の申立てにより緊急監護の取消を求める場合、裁判所が取り消さなければならない、先に被告人を釈放することができる（同法第 121 条の 3）。
- ⑦ 監護処分との調和：緊急監護後、裁判所の判決において監護処分が宣告されない場合、緊急監護決定の取消しとみなす。判決をもって監護の執行が開始され、緊急監護又は緊急監護の延長の決定がまだ執行されていなかった場合、その執行の継続を免れる。判決をもって監護処分を宣告した場合、その執行の期間と緊急監護の累計期間とを併せて、監護の最長法定期間（5 年）を超えてはならない。（同法第 121 条の 5）。

(2) 私見

上記の法改正について、以下三点について私見を述べる。

一つ目は、刑法監護処分の方法の改正について、上述のように、現行の保安処分執行法の規定には、治療のみならず、既に文言上「適当な方法」が付加えられたが、執行方法の柔軟性の向上と、法的根拠の明文化に鑑みると、一理ある。しかし、監護処分の執行場所と方法は、上記のように、既に保安処分執行法に定められているものの、法の改正によっても、法務部所轄の監護処分執行場所（司法精神病院）は一つも存在しないのが現状である。すなわち、法文の修正のみでは足りず、人的・物的資源を同時に整備しなければならない。

二つ目は、監護処分執行期間の上限の撤廃である。監護処分を受けた者の

人権保障を強化するという要請から、定期的（9 ヶ月）に裁判所から継続して執行する必要性を評価しなければならないという内容が織り込まれている。しかし同時に、監護処分の上限も削除されている。入退院の評価基準が適正でなければ、「触法精神障害者の人権保障」と「社会的安全の確保」とのバランスをとる法改正の目的が本当に達せられるのかについては疑問が残る。

三つ目は、刑事訴訟法における緊急監護の資源の有無と位置付けである。確かに捜査段階又は審判段階での社会の安全、触法精神障害者に対して早急に治療を受けさせる点から、緊急監護の必要性を認めているといえる。しかし、緊急監護の発動は、主な検察官が行い、緊急監護の必要性を判断するための鑑定も必要である。現在検察庁の資源（鑑定の経費、人力等）という点からみると、この制度はうまく行くか否かは疑問視すべきであろう。また、法体系からみると、今回の「緊急監護」は「第十章被告人の勾留」の後に置かれるため、現行の被告人の勾留以外に緊急監護が「被告人と証拠の保全ではないのに、なぜ新たな勾留対象・要件を新設するのか」、「これは社会安全の確保ではないか」と懸念される。

上記をまとめると、今回の台湾の法改正では、人的・物的資源が十分でなければ、どのような条文の文言を修正したとしても、処分を受けた者の利益ではなく、社会安全の確保が一層強化されることになってしまう。

また、触法精神障害者への監護処分の改正のみならず、2023 年から施行される国民裁判官制度も現行の監護処分の決定等に影響を及ぼす可能性がある。以下では、国民裁判官制度の内容を整理したうえで、2020 年末に行った国民裁判官の模擬裁判の問題点を指摘する。

4. 国民裁判官制度の影響

1. 国民裁判官法と触法精神障害者との関係性

近年、台湾の司法院は、「人民の司法への信頼」を高めるために、台湾の現行刑事司法審判手続に法律専門家でない一般人を参加させる仕組みの導入を謳っている。

数十年に及ぶ検討の末、国民が参加する刑事裁判に関する法：「国民裁判官法（中国語：國民法官法）」が 2020 年 7 月 22 日に立法院（国会）の三読会で可決された。関連規則の制定又はこの制度を国民に浸透させるため、第 5 条第 1 項第 1 号の事件（故意の犯罪で人を死亡させた事件）を除いて¹⁶、国会通過の 2 年半後の 2023 年 1 月 1 日に施行する予定である。

対象事件については、国民裁判官法によると、法定の重大案件（少年刑事事件と薬物犯罪の事件を除き、①法定刑が 10 年以上の罪又は②故意の犯罪で人を死亡させた事件。）について、「事実の認定」、「法律の適用」及び「量刑」は 6 名の国民裁判官と 3 名の職業裁判官が評議したうえで決定するものとされる。

また、国民裁判官は、刑の決定のみならず、保安処分決定・期間については、国民裁判官法 82 条の立法説明によると、「評議の対象となるのは保安処分の部分も含む」とし、保安処分的一种である監護処分に処すべきか否か、そしてその期間をどうするかを国民裁判官と職業裁判官がともに判断しなければならないこととなっている。

2010 年から 2019 年まで台湾地方裁判所刑事第一審が受理した事件のうち、殺人、強盗、放火などの重大事件は年間平均約 150 件にのぼるという現状に鑑み、将来、国民裁判官制度を通じて、この程の規模の者が裁かれ、その中の約三分の一が触法精神障害者（又は触法精神障害者のおそれのある者）であると予想される。

国民裁判官制度実施後に直面する問題は、専門性が高い分野に属する「監護処分の要否とその期間」の判断にあたって、いかなる工夫を施すべきかという点にある。

2. 模擬裁判から見られた問題点¹⁷

国民裁判官法施行後に制度が円滑な実施されるよう、台湾各地の裁判所は、「国民裁判官法の模擬裁判」を行い、2020 年年末から「触法精神障害者にかかる事件」を模擬裁判のケースとして取り入れている。現時点（2021 年 3 月）において、このような模擬裁判は、新北地方裁判所（2020 年 12 月）と台北地方裁判所（2021 年 2 月）で各 1 回ずつ行われている。以下では、筆者が台

北弁護士会のメンバーとして、新北地方裁判所の模擬裁判を傍聴し、この模擬裁判から見られた問題点を述べる。

論理上、専門性のある事項の認定については、専門家の意見を踏まえて、国民裁判官の視点も適当に取り入れることになる。その前提として、国民裁判官に理解しやすい形での説明が必要と思われる。しかし、模擬裁判を見る限り、職業裁判官は条文を述べるに止まり、これ以上の説明はほぼなかった。これが分かりやすい説明と言えるのか、また、このような説明により、国民裁判官が適当な判断を下すための材料を正確に理解できるかどうかは疑問である。

また、適当な説明を行うことで処遇の可否を国民裁判官が判断できたとしても、処遇期間の決定のための選択肢が不十分だと思われる。2021年2月23日台湾台北地方裁判所国民裁判官法模擬裁判における評議第3段階：保安処分評議意見書（日本語訳、添付表を参照）は、1年から5年まで1年毎に「□」の欄を設け、国民裁判官及び職業裁判官にチェックしてもらう。

以上のことから、国民裁判官法の模擬裁判は、刑法第19条の認定、監護処分の必要性・期間の認定に関して、不十分だと思われる。この点について、将来の模擬裁判又は現実上の裁判をどのように修正するかは、今後、引き続き注意を払う必要があろう。

5. おわりに

本稿では、台湾における触法精神障害者に対する対応策の近時の動向、特に刑法、刑事訴訟法、保安処分執行法等監護処分をめぐる改正草案、国民裁判官法における審判の問題点を述べた。今回の改正草案は、未だ制定に至っていないものの、現時点の条文を見る限り、触法精神障害者の治療・処遇の確保が期待される一方、現実的な資源の投入がなければ、社会安全に偏重することも懸念されている。

また、国民裁判官はどのように監護処分の可否と期間を判断するかという点についても、更なる研究が必要であると思われる。これについては今後の

課題とする。

添付資料：保安処分執行法・刑事訴訟法の改正草案の全文（2021年3月5日時点）¹⁸

1. 保安処分執行法（下線は改正部分）

第2条 保安処分の執行場所は以下の通りである。一、感化教育及び強制労働の場。二、監護、禁戒及び強制治療の場。

2 前項の保安処分の場所は、法務部がこれを設置する。必要がある場合、法務部が関連中央主務官庁と連携して設置し、又はその他官庁（機構）に委任又は委託してこれを設置する。3 保安処分の実施は、法務部の指揮監督を受ける。

第15条 保安処分の場所は、状況により適当な戒護を行わなければならない。戒護人員は危害を抑止又は排除するため、必要な措置をとることができる。

2 前項保安処分の場所での戒護の条件、方法、戒護人員の資格、選別、必要な措置の種類、制限及びその他関連する事項の弁法については、法務部がこれを定める。

第46条 刑法第19条第1項、第2項又は第20条により監護処分を受けた者は、検察官が状況により以下1つ又は複数の方法によりこれを行わなければならない。

一、司法精神病院、病院又はその他精神科医療機関に入院させ、治療を受けさせる。

二、精神リハビリ機構、精神ケア機構に入院させ、精神ケア又はリハビリを受けさせる。

三、心身障害者福祉センター又はその他適当な施設に入所させ、ケア又は補導を受けさせる。

四、近親者に託し、ケアする。

五、特定の通院治療を受けさせる。

六、その他適当な処遇措置。

2 検察官が前項の規定を執行するため、各級の衛生、警察行政、社会福祉の主務官庁の指定人員に連携事項に協力するよう要求することができる。

第 46 条の 1 （追加条文） 検察官が監護処分を執行するため、前条第 1 項の執行方法を指定する前に、評価グループの意見を参考にすることができる。

2 検察官が監護処分の執行期間中に、必要があると認めた場合、職権又は前条第 1 項各号の指定を受けた者の要求により、執行方法を変更することができる。変更するとき、評価グループの意見を参考にすることができる。

3 前 2 項の評価グループの組成、委員の資格、選（解）任、評価手続き及びその他関連事項の弁法は法務部が定める。

第 46 条の 2 （追加条文） 監護処分執行の期間において、検察官が刑法第 87 条第 4 項に定められている評価期間に従い、処分を受けた者の継続執行の必要性を評価するよう、前条第 3 項の評価グループに送らなければならない。

2 検察官は処分の延長又は執行の免除の申出の決定のために、評価グループの意見を参考することができ、かつ第 46 条第 1 項各号の指定を受けた者、近親者、医師、臨床心理士、作業療法士、看護師、補導人員、ソーシャルワーカー又はその他専門家の意見を参考にすることができる。

第 46 条の 3 （追加条文） 監護処分の期間が満了の 2 月以内に、処分を受けた者に所在地の衛生、警察行政、社会福祉、教育、労働の所轄官庁に移行するため、検察署が連携会議を開かなければならない。各所轄官庁がその権限をもって、処分を受けた者に受診、就業、就学、療養、心理治療、心理カウンセリング又はその他地域社会でケアサービスを提供する。

2 直轄市又は県(市)政府が所轄する衛生、警察行政、社会福祉、教育、労働の所轄官庁が前項の会議に参加するため、人員を指定しなければならないが、処分を受けた者がその他の機関に所轄される場合、前項の会議に参加した後、当該直轄市又は県(市)政府に移行しなければならない。

3 検察機関が第 1 項の会議を開催するとき、更生保護会に参加するよう通知しなければならない、更生保護会が更生保護法に従い保護事項を行うことができる。

第 47 条 (削除)

2. 刑事訴訟法

第十章の一 緊急監護 (新設)

第 121-1 条 裁判官は被告人を尋問した後、犯罪の嫌疑が重大であり、かつ刑法第 19 条第 1 項、第 2 項の原因が存在する事実があり、かつ緊急である場合、捜査中、検察官の申立て又は職権により 1 年以下の期間を定め、緊急監護を被告人に受けさせる。

2 第 31 条の 1、第 33 条の 1、第 93 条第 2 項の前段、第 5 項、第 6 項、第 93 条の 1 及び第 228 条第 4 項の規定については、捜査中検察官が緊急監護を申立てる場合に準用する。

3 緊急監護期間満了の前に、裁判官は被告人を尋問した後、その延長の必要性が認められた場合、検察官の申立て又は審判中の職権により毎回 6 月以下の期間を定め、決定をもって延長することができ、第 108 条第 2 項の規定を準用する。ただし、緊急監護期間は累計 5 年を超えてはならない。

4 検察官が緊急監護又はその延長を申立てるとき、その他法律の定めがある場合を除き、書面をもって理由を明記したうえ、副本と証拠を揃えなければならない、緊急監護延長の申立ては遅くとも期間満了 5 日前にこれを行わなければならない。

5 第 1 項及び第 3 項前段の緊急監護又は緊急監護の延長の決定に対し、抗告を提起することができる。(行政院には異なる意見あり)

第 121-2 条 裁判官が前条第 1 項又は第 3 項の尋問を行うとき、検察官がその場で意見陳述をすることができる。ただし、検察官が緊急監護又はその延

長を申立てるとき、その場で、申立の理由と必要な証拠を提出しなければならない。

2 緊急監護又は緊急監護の延長の事実、理由、具体的な内容及び関連証拠は、被告人と弁護人に告知しなければならない、訴訟記録に記載しなければならない。

3 被告人、弁護人は前条第1項又は第3項前段の尋問前に、答弁のため、適当な時間を裁判官に要求することができる。

4 裁判所が決定をもって緊急監護を下す場合、必要な応じて、出廷した被告人を決定書面、関連書類と共に検察官に送致し執行することができる。

第 121-3 条 緊急監護の原因又は必要性が消滅し又は存在しない場合、直ちに緊急監護の決定を取り消さなければならない。

2 検察官、被告人、弁護人、被告人の補佐人になることができる者は、裁判所に申立てにより、緊急監護の決定を取り消すことができる。裁判所がその申立てに対し、被告人、弁護人、被告人の補佐人になることができる者の意見陳述を聴取することができる。

3 捜査中検察官の申立てにより緊急監護の取消しを求める場合、裁判所は取り消しを行わなければならない、検察官が申立てる場合、先に被告人を釈放することができる。

4 緊急監護の決定の取消しは、検察官の申立てによる場合を除き、検察官の意見を聴取しなければならない。

第 121-4 条 事件を第3審に上告し、訴訟記録と証拠を既に当該裁判所に送付している場合、緊急監護の事項について、第2審裁判所が決定をもってこれを行う。

2 第2審裁判所は、前項の決定をする前に、第3審裁判所に訴訟記録と証拠を聴取することができる。

第 121-5 条 緊急監護後、裁判所の判決において監護処分の宣告がなされない場合、緊急監護決定の取消しとみなす。

2 判決に基づく監護の執行開始時に緊急監護の執行又は緊急監護の延長の決定がなされていなかった場合、その執行の継続を免れる。判決をもって監護処分を宣告した場合、その執行の期間と累計緊急監護の期間とを併せて、監護の最長法定期間を超えてはならない。（行政院には異なる意見あり）

第 121-6 条 緊急監護について、本法に定めのない場合、刑法、保安処分執行法又はその他の法律の規定を適用する。

第 301-1 条 判決をもって監護処分又は禁戒処分を宣告する場合、必要時、確定する前に併せて執行することができる。裁判所が併せて執行することを命ぜず、検察官が宣告する必要があると認めた場合、判決確定前又は控訴審に繫属する前に原裁判所に申立てることができる。

2 原審裁判所又は控訴審裁判所が決定をもって確定前の執行を停止することができる。

第 1 項後段に該当する場合、検察官の申立ては、書面をもって理由を明記したうえ、副本と証拠を揃えなければならない。緊急の事情がある場合を除き、裁判所が決定前に被告人及び弁護人に対し口頭又は書面により意見陳述の機会を与えなければならない。（行政院には異なる意見あり）

添付表：2021年2月23日台湾台北地方裁判所国民裁判官法模擬裁判における評議第3段階：保安処分評議意見書（日本語訳）

◎監護処分

※刑法第87条：第19条第1項により罰しない者は、情状により、再犯又は公共の安全を害するおそれがある場合、相当な場所に入所させ、監護を行う。

2 第19条第2項及び第20条が原因で、その者の情状により、再犯又は公共の安全を害するおそれがある場合、刑を執行又は免除した後、相当な場所に入所させ、監護を行う。ただし、必要があると判断される場合は、刑の執行前に行なうことができる。

3 前2項の期間は5年以下とする。ただし、執行中に執行の必要性がなくなったと認められる場合には、裁判所が処分の執行を免除することができる。

（一）本件は監護処分に施す必要性がありますか？

☐はい、監護処分の必要性があります。

☐いいえ、監護処分の必要性がありません。

（二）上記（一）は「はい」と回答した場合、その期間はどのくらい必要ですか。

☐1年

☐2年

☐3年

☐4年

☐5年

（裁判官・国民裁判官の署名・番号）_____

2021年2月23日

¹ 立法過程の詳細な内容は、久保茉莉子「中華民国刑法改正における保安処分議論」東洋學報 93 卷 3 号 31-59 頁 (2011) を参照。

² 行為時、精神障害又は他の精神的欠陥により、自らの行為が違法であることを弁識する能力又は自らの行為を制御する能力を欠く者と定義されている。

³ 行為時、前項の原因により、自らの行為が違法であることを弁識する能力又は弁識に従い行動する能力が著しく低減している者と定義されている。

⁴ 2005 年の改正理由を参照。

⁵ 最高裁判所 2017 年第 9 回刑事法廷会議：刑法第 19 条第 1 項により、罰することができず、無罪と判断された場合、同法第 87 条第 1 項により、監護処分に付された者が、上訴の利益はあるのかという法律上の争議である。会議の結論は、「監護処分を受けた者の行動は監視されるため、純粋な精神状態の回復及び公共の安全を防衛するために施す治療とは言えない。また、人身の自由への制約が伴うことを無視することはできない。それゆえに、監護処分はその者に対する不利な処分であることを否定することはできないとし、控訴の利益を有すると考えるのである」とした。決議の内容（中国語全文）は、以下の URL を参照。

http://tps.judicial.gov.tw/faq/index.php?parent_id=893 (2021.3.28)。

⁶ 詳細は、洪士軒「台湾における触法精神障害者に対する保安処分(監護処分)の認定傾向に関する考察—関連裁判例を材料として—」『早稲田法研論集 172 号』(2019.12)を参照。

⁷ 林は、「立法当時、そのような執行機関が財政上の根拠又は専門的な人材を欠いているため、『相当な場所』というあやふやな文言を使っている」と評している。林山田『二〇〇五年刑法修正總評』41 頁（元照出版，2005）。

⁸ 張麗卿『司法精神醫學』306-314 頁（元照出版，最新版（4 版），2018）。

⁹ 2013 年 1 月 1 日から第二代全民健康保険制度が実施され、監護処分の費用はすべて健康保険金で賄われるようになった。しかし、一部ケースにおいては執行期間が長く、病院側が一方的に退院時期を決めることもできないにもかかわらず、中央健康保険局医療サービス審査委員会が支出明細の記載が曖昧であることを理由に、その支出に係る費用については支払われなかった。そのため、財政上の理由から、病院側が監護処分に関する業務を受け入れる意欲は低いということが現状である。唐心北ほか「監護処分」台湾精神醫學會『司法精神醫學手冊』536 頁（台湾精神醫學會，2014）。

¹⁰ 唐・前掲注（9）536 頁（台湾精神醫學會，2014）。

¹¹ 2014 年 5 月 21 日に台北地下鉄で無差別殺人事件が起こり、4 人が死亡し、24 人の負傷者が生じた。また、2016 年 3 月 28 日の台北市街無差別殺人事件では、4 歳の幼児が死亡した。また、2019 年 7 月 3 日には、台湾鉄道（嘉義駅）の列車でチケットの精算時に、ある乗客が列車長と喧嘩になり、その乗客がナイフで列車長の腹部を刺し、死亡させた事件もある。

¹² 「司法改革国会會議」<https://justice.president.gov.tw/> (2021.3.28)。

¹³ 司法改革国是会議第5組第2回追加会議会議資料

<https://justice.president.gov.tw/meeting/44> (2021.3.28)。

¹⁴ 衛生福利部「社会セーフティ・ネットの強化計画」<https://www.mohw.gov.tw/cp-18-40093-1.html> (2021.3.28)。

¹⁵ 刑法の改正草案の内容はあまり多くはないため、本文内に掲載する。刑事訴訟法と保安処分執行法の部分は文末に添付資料として掲載する。

¹⁶ このような事件は2026年1月1日から国民裁判官法の対象となる。

¹⁷ 筆者は模擬裁判の開廷記録等を裁判所に請求したが、本稿の締切り前に公開されなかったため、この部分については、筆者が2020年12月の新北地方裁判所の模擬裁判を傍聴した内容・所感とウェブサイトで公布された資料を整理して作成したものである。

¹⁸ 台湾の条項番号の書き方について、項が複数ある場合、段落を分けるのみで数字を付けないのに対し、号が複数ある場合、漢数字「一、二、三」等で列記する。原文を忠実に表現し閲覧の利便性に鑑みて、本文では、号を上記の規則に従い、項が複数ある場合、アラビア数字も付けた。